

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名

被告 久和 進 外4名

第8準備書面

「裁判所から原告に対する依頼事項」への回答

2020年5月22日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

1 被告らの負う具体的な善管注意義務・忠実義務の内容について

- (1) 電力会社も営利を目的とする法人であるから、電力会社の取締役は、会社の収益増大に努め、会社を存亡の危機に陥れないように経営を行うべき善管注意義務を当然に負う。

そして、電気エネルギーが人間のあらゆる活動を支える基盤であり、社会が発展していくための前提条件であることなど、電気事業が高い公共性を有していることからすれば、電力会社の取締役は、その経営の健全性及び安全性については格段の配慮を払うことが求められる。また、電気事業者は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、…電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」が要請され（電気事業法1条参照）、さらに、原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を

旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとされ、この安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとされているから（原子力基本法2条1項、同2項参照）、原子力事業を行う電力会社の取締役は、その会社ないし株主の利益だけでなく、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分に配慮した経営を行うことが求められる（それが長期的には会社ないし株主の利益にもなると考えられる。）。

(2) 以上のおり、電気事業の高い公共性にかなう経営の健全性、社会環境への配慮の要請などを踏まえ、電力会社の取締役は、業務執行の決定にあたり、判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討した上で、当該決定をした場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小と、決定しない場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小を比較したうえで、いずれが会社の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討する義務がある。

そして、先の福島第一原子力発電所事故の被害結果などからも明らかなおり、ひとたび原発事故が発生すれば、多くの人々の平穏な生活を喪失させ、自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらす。特に、原子力事業にあたっては、上記検討に際し、会社ないし株主の利益だけでなく、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分に配慮するとともに、原発事業を推進していた会社の従前の経営方針、経営計画からみて、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などについても、客観的、専門的な資料に基づき、従前の理解にとらわれることなくより慎重に検討することが必要である。

2 同義務を導く要素は請求の原因に記載したが、念のため再掲する。以下の①ないし⑥のとおりである。

- ① 志賀原発を再稼働した場合の事故リスクが北陸電力の経営上許容できないこと
- ② 志賀原発の再稼働は使用済み核燃料を発生させ莫大な処理費用と放射性物質放出の危険を増大させること
- ③ 志賀原発の再稼働には安全対策費・維持費等の膨大なコストがかかること
- ④ 志賀原発の再稼働により再生可能エネルギー導入の機会を失うこと
- ⑤ 志賀原発を再稼働しなくても電力を十分に供給できること
- ⑥ 北陸電力は脱原発の多数世論を無視してはならないこと

3 もっとも、同義務を導く要素は上記2の①ないし⑥に限らない。例えば、

- ⑦ 志賀原発の発電単価が高いこと

も同要素である。①ないし⑥のほか、同義務を導く要素は今後さらに追加して主張する予定である。

4 なお、「裁判所から原告に対する依頼事項」1項記載の「再稼働に関する株主総会決議の結果」は、同義務を導く要素ではない。

以 上